

高松市・牟礼町合併協議会 第 1 1 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料（協議第 3 1 号資料） --	1 ~ 3
2 「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第 4 2 号資料） -----	4 ~ 16
3 「児童福祉事業について」に関する資料（協議第 4 3 号資料） -----	17 ~ 41
4 「その他の福祉事業について」に関する資料（協議第 4 4 号資料） -----	42 ~ 66
5 「環境対策事業について」に関する資料（協議第 4 5 号資料） -----	67 ~ 83
6 「商工・観光関係事業について」に関する資料（協議第 4 6 号資料） -----	84 ~ 103
7 「農林水産関係事業について」に関する資料（協議第 4 7 号資料） -----	104 ~ 122

協議第31号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	2
農業委員について	3

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 区域面積	19,434 ha	1,648 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	275 ha (平成16年3月末現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	521 世帯 (平成16年1月現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
牟礼町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	1,246 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	15人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	1人
(イ)議会推薦2号委員	5人	0人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。
牟礼町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】		
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積	$6,184 \text{ ha} \div 40 \text{ 人}$	155 ha -
に基づく牟礼町区域の選挙による農業委員の委員数	$275 \text{ ha} \div$	1.77 -
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数	$10,709 \text{ 世帯} \div 40 \text{ 人}$	268世帯 -
に基づく牟礼町区域の選挙による農業委員会の委員数	$521 \text{ 世帯} \div$	1.94 -
(農地面積による基準値)と (基準農業者数による基準値)の平均	$(+) \div 2 = 1.86$	2人

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。

調 整 案
牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

協議第42号資料

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	5
地域コミュニティ推進事業について	6
広報紙等配布業務について	7
地域ふれあい交流事業について	8
防犯灯設置等補助事業について	9~10
安全で安心なまちづくり推進について	11
高松市ボランティア・市民活動センターについて	12
NPOと行政の協働について	13
消費者行政の推進について	14~15
集会所等設置補助事業について	16

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60	(平成16年4月1日現在) ・連合自治会数 1 ・単位自治会数 62 ・加入世帯数 6,033 ・加入率(%) 93.8%
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり2,000円	(各単位自治会に対する補助) 一人当たり1,000円
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 一世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・自治会活動支援補助の内容に差異がある。 ・牟礼町では、自治会加入・結成促進奨励を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	地域コミュニティ推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	<p>・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付</p> <p>・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間</p> <p>・補助金額.....年間20万円以内</p>	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	<p>地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。</p>	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	<p>・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。</p> <p>・認定期間 組織結成から3年間</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1種類当たり5円(1世帯)	該当なし。
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・配布方法、回数が異なる。 ・牟礼町では、配布手数料を支出していない。 ・牟礼町では、広報紙配布時障害保険料を補助していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1 / 2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 防犯灯新設 工事等補助	<p>[新設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助 <p>[切替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助 <p>[移設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円) <p>[補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円) 	<p>該当なし。</p> <p>牟礼町では、防犯灯を町が設置し、維持管理を行っているため、補助制度を設けていない。 なお、防犯灯の新設工事については、工事費の内、18,000円を、また、ポール新設の際には全額を自治会が負担している。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では防犯灯を町が設置し、維持管理を行っているため、補助制度を設けていない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
2 防犯灯維持 管理補助	<p>[蛍光灯管球類・白熱電球の交換]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 <li style="padding-left: 20px;">蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 <p>[電気料金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 <li style="padding-left: 20px;">蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助 	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。
4 防犯モデル地区事業	該当なし。	年間に1自治会を防犯モデル地区に指定し、犯罪や非行のない明るい町づくりを目指す。 ・事業 (1)キャンペーン (2)看板等の作成 (3)ポスター等の募集、掲示 (4)座談会 (5)少年の社会活動参加やスポーツ活動 ・補助金額 150千円(年間)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 （相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、 コーディネートなど）	
4 管理運営方法等	平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	NPOと行政の協働	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 概要	<p>「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画(平成13年4月策定)」に基づき推進。「NPOと行政の協働を進めるための指針」を策定。現基本計画は、平成17年度までの計画であるため今後、平成18年度以降の新たな基本計画を策定予定。NPOと行政の協働に関する具体的な考え方や原則を取りまとめた「NPOと行政の協働を進めるための指針」を平成15年11月に策定。全庁的に協働についての共通認識を持って積極的に推進している。</p>	<p>NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するため、「牟礼町元気なまちづくり条例」を平成16年10月制定。</p> <p>(趣旨) 町民・NPO・事業者及び町が元気なまちづくりを進めるに当たって、お互いにパートナーシップの構築に努め、協働して地域の人達が元気になる牟礼町の実現に寄与する。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業の内容が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、「牟礼町元気なまちづくり条例」の趣旨も生かす中で、高松市としての新たな基本計画を策定するものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	職員が随時、消費者からの苦情を聞き、対応している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪徳商法被害の未然防止に努めている。	・広報紙に啓発資料を掲載して情報提供している。 ・悪徳商法被害の未然防止等を図るため、緊急を要する場合には、防災行政無線で注意を呼びかけている。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業補助金	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。	該当なし。
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	集会所等設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	自治会公民館等の建設費等に対する補助金交付規程
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	地域住民の活動拠点である自治会公民館の新築、増改築、改修及び敷地購入に対し助成を行い自治会活動を一層促進する。
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (補助対象事業の限度額) 1,800万円 (補助限度額) 900万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内	〔新築(増築・改築)〕 (補助対象事業の限度額) 該当なし。 (補助限度額) 該当なし。 (補助率) 床面積1平方メートル当たり4万円 〔改築・修繕〕 (補助対象事業の限度額) 該当なし。 (補助限度額) 30万円 (補助率) 3分の1 〔敷地購入費〕 敷地面積200平方メートル以内は、 500万円を限度として補助している
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 (維持修繕費) 関係自治会等による。	(管理) 関係自治会等による。 (維持管理) 関係自治会等による。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第43号資料

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	18
保 育 料 に つ い て	19
(別紙)高松市と牟礼町保育料徴収金額比較表	20
第3子以降保育料減免事業について	21
特 別 保 育 事 業 に つ い て	22~24
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	25
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 関 係 事 業 に つ い て	26
公 立 児 童 館 事 業 に つ い て	27
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	28~29
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	30
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	31
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	32
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	33
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	34
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	35
母 と 子 の 集 い の 家 事 業 に つ い て	36
母 子 等 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	37
乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	38
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	39~41

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	保育所の現況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31ヵ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25ヵ所 定員 3,005人	・公立保育所 3ヵ所 定員 210人 ・私立保育所 1ヵ所 定員 60人
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1)0歳児 290人 (2)1歳児 912人 (3)2歳児 1,168人 (4)3歳児 1,301人 (5)4歳児 1,297人 (6)5歳児 1,306人 合計 6,274人	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1)0歳児 7人 (2)1歳児 49人 (3)2歳児 64人 (4)3歳児 50人 (5)4歳児 58人 (6)5歳児 73人 合計 301人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題

対 応 策

調 整 案
牟礼町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 保育料等	<p>(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6)</p> <p>(年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>(階層区分) A階層～D8階層の12階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D8)</p> <p>(年齢区分) A階層～D8階層(乳児、1～2歳児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題	保育料の階層区分・年齢区分・保育料月額が異なる。
--------	--------------------------

対 応 策	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。
-------	---

調 整 案	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。
-------	---

(別紙)

高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表

高松市 保育料徴収金額表

(現行)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	保 育 料 月 額			
		3歳未満児の場合 円	3歳以上児の場合 円		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0		
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	7,000 (3,500) < 700 >	5,000 (2,500) < 500 >	
		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500 >	13,000 (6,500) < 1,300 >	
		所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	16,000 (8,000) < 1,600 >	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000円未満	23,000 (11,500) < 2,300 >	20,000 (10,000) < 2,000 >	
					3歳児の場合
D2	13,000円以上64,000円未満	30,000 (15,000) < 3,000 >	26,000 (13,000) < 2,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >	
		38,000 (18,000) < 3,800 >	31,000 (15,000) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >	
D3	64,000円以上112,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900 >	32,000 (15,500) < 3,200 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
D4	112,000円以上160,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >	
		53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (16,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >	
D5	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >	
D6	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (16,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >	

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

- (1) BからD2階層に属する世帯 0円
- (2) D3からD6階層に属する世帯
 - ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 - イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

牟礼町 保育料徴収金額表

(現行)

階層区分	各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	徴収基準額(月額)				
		乳児の場合 円	1~2歳児の場合 円	3歳児の場合 円	4歳以上児の場合 円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,000 (2,500) < 500 >	5,000 (2,500) < 500 >	3,500 (1,750) < 350 >	3,500 (1,750) < 350 >
		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500 >	14,000 (7,000) < 1,400 >	10,000 (5,000) < 1,000 >	10,000 (5,000) < 1,000 >
		所得割課税世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	17,000 (8,500) < 1,700 >	13,000 (6,500) < 1,300 >	13,000 (6,500) < 1,300 >
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年分の所得税課税額が10,000円未満である世帯	20,000 (10,000) < 2,000 >	19,000 (9,500) < 1,900 >	16,000 (8,000) < 1,600 >	16,000 (8,000) < 1,600 >
		10,000円以上~30,000円未満	25,000 (12,500) < 2,500 >	24,000 (12,000) < 2,400 >	20,000 (10,000) < 2,000 >	19,000 (9,500) < 1,900 >
D2	30,000円以上~64,000円未満	30,000 (15,000) < 3,000 >	29,000 (14,500) < 2,900 >	24,000 (12,000) < 2,400 >	22,000 (11,000) < 2,200 >	
		35,000 (17,500) < 3,500 >	34,000 (17,000) < 3,400 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	25,000 (12,500) < 2,500 >	
D3	64,000円以上~110,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900 >	37,000 (18,500) < 3,700 >	31,000 (15,500) < 3,100 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
		41,000 (20,500) < 4,100 >	40,000 (20,000) < 4,000 >	35,000 (17,500) < 3,500 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
D4	110,000円以上~160,000円未満	43,000 (21,500) < 4,300 >	42,000 (21,000) < 4,200 >	37,000 (18,500) < 3,700 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
		45,000 (22,500) < 4,500 >	43,000 (21,500) < 4,300 >	39,000 (19,500) < 3,900 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
D5	160,000円以上~280,000円未満	43,000 (21,500) < 4,300 >	42,000 (21,000) < 4,200 >	37,000 (18,500) < 3,700 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
		45,000 (22,500) < 4,500 >	43,000 (21,500) < 4,300 >	39,000 (19,500) < 3,900 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
D6	280,000円以上~408,000円未満	45,000 (22,500) < 4,500 >	43,000 (21,500) < 4,300 >	39,000 (19,500) < 3,900 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
		45,000 (22,500) < 4,500 >	43,000 (21,500) < 4,300 >	39,000 (19,500) < 3,900 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	
D7	408,000円以上~	45,000 (22,500) < 4,500 >	43,000 (21,500) < 4,300 >	39,000 (19,500) < 3,900 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	

備考1 この表の階層区分BからD8階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD3階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D4からD8階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層に属する児童の世帯で次に該当する場合は、保育料を免除する。

- (1) 母子世帯及び父子世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。

なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、この表の規定にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童について、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
B~D8階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上の場合は、その内1人)	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上の場合は、その内1人)	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	牟 礼 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙1「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯</p> <p>ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD8階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙1「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D8</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D8</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D8	0円 1	3歳以上児	B～D8	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D8	0円 1																				
3歳以上児	B～D8	減免なし																				

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進され と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立 保育所及び私立保育所で実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間</p> <p>(保育料) 別紙1「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進され と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立 保育所1ヵ所(田井)で実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間</p> <p>(保育料) 別紙1「高松市と牟礼町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として 午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、公立保育所12ヵ所、私立保育所25ヵ所で延長 保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある)</p> <p>(保育料) 【公立】 1回当たり 300円(午後6時30分超)</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として 午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、公立保育所2ヵ所(牟礼、東部)で延長保育を 実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで</p> <p>(保育料) 【公立】 1回当たり 500円 月極めは1月当たり 5,000円</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に 伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育 などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保 育所3ヵ所、私立保育所19ヵ所で一時保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる</p> <p>(保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に 伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育 などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保 育所1ヵ所(東部)、私立保育所1ヵ所(八栗)で一時保育を 実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 月～金曜日の8:30～17:00 【私立】 月～金曜日の8:30～17:00</p> <p>(保育料) 【公立】 ・1日 2,000円 ・半日 1,000円 【私立】 ・1日 2,000円 ・半日 1,000円</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、在宅障害児ふれあい事業、 保育体験事業、地域子育て推進事業、休日 保育及び学童保育を実施していない。 ・公立保育所の延長保育、一時保育の保育 料に差異がある。 ・公立保育所の乳児保育の一時保育の利 用時間、受入れ月数が異なる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22ヵ所、私立保育所25ヵ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22ヵ所 【私立】 2ヵ月～1歳未満 13ヵ所 3ヵ月～1歳未満 11ヵ所 4ヵ月～1歳未満 1ヵ所</p>	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所3ヶ所、私立保育所1ヶ所を実施。 【公立】 6ヵ月～1歳未満 3ヶ所 【私立】 2ヵ月～1歳未満 1ヶ所</p>
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13ヵ所を実施。</p>	該当なし。
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14ヵ所を実施。</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヵ所、私立保育所18ヵ所を実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヵ所、私立保育所17ヵ所を実施。	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所3ヵ所、私立保育所1ヵ所を実施。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヵ所を実施。	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所1ヵ所を実施。
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヵ所を実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヵ所を実施。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	病気回復期にある乳幼児・児童を公立保育所で一時的に預かり、保護者に代わって保育・看護する。
2 委託機関等	市内の医療機関 3ヵ所	公立保育所 1ヵ所(東部保育所)
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	午前8時から午後5時まで 2,000円 利用時間に引き続く延長は実施していない。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。 ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。

調 整 案
牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。 ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	放課後児童クラブ関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 現況	<p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 1カ所</p> <p>(定員) 50人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>土曜日 午前8時30分～午後6時</p> <p>長期休業中 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校敷地外の市有地</p> <p>(利用者負担金)</p> <p>月～金の利用者 月額5,000円</p> <p>月～土の利用者 月額7,000円</p> <p>(運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p> <p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 29教室</p> <p>(定員) 各教室 40人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>長期休業期間等 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校内専用施設</p> <p>(保護者負担) 月額5,000円</p> <p>(運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p>	<p>・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までのおおむね10歳未満の児童に、小学校授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っている。</p> <p>(対象) 小学校1年生から3年生までのおおむね10歳未満の児童</p> <p>(開設数) 3カ所</p> <p>(定員) 各30人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後5時30分</p> <p>長期休業中 午前8時30分～午後5時30分</p> <p>(開設場所)</p> <p>公立児童館 1カ所(牟礼町児童館)</p> <p>公立の子育て支援施設 2カ所(牟礼町母と子の集いの家・きた、牟礼町母と子の集いの家・みなみ)</p> <p>(利用者負担金) 月額3,000円</p> <p>(職員)</p> <p>公立児童館 非常勤嘱託職員4名</p> <p>公立の子育て支援施設</p> <p>きた 正規職員1名、非常勤嘱託職員1名</p> <p>みなみ 非常勤嘱託職員2名</p> <p>(運営方法) 管理・運営は直営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	運営方法、利用者負担金、指導員体制、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------------------

対 応 策	<p>牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、牟礼町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

調 整 案	<p>牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	公立児童館事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 現況	該当なし。	牟礼町児童館
2 設置目的		児童に健全な遊びを与え、個別的に、集団的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図り、児童の健全育成に資することを目的とする。
3 開館時間等		<p>(開館時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～午後5時 <p>(休館日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の休日(国民の休日が日曜日に当たるときは、その翌日) ・日曜日及び土曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 <p>職員(非常勤嘱託職員4名)は、放課後児童クラブの用務を兼務している。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対 応 策
<p>牟礼町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>なお、運営方法等については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	高松市と同じ。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (市単独補助あり)	乳児保育促進事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (町単独補助なし)
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (市単独補助あり)	一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (町単独補助なし)
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 1私立保育所当たり年間100,000円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町では、特別保育事業の町単独補助、保育所入所等事務謝金、社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金及び保育研究会事業補助金を実施していない。 ・職員研修費補助が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による) 	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業 	
3 補助額・率	国の補助基準額の1/3 <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3 ・県 1/3 ・社会福祉法人 1/3 社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 短期入所生活 援助	<p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、保護者の養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則7日以内</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり 2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 緊急時一時保護の母750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	高松市と同じ。
2 夜間養護	<p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり 小学生 750円 特に市長が認める児童 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・父母のない20歳未満の児童(修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金) 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	母と子の集いの家事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	該当なし。	・牟礼町母と子の集いの家・きた ・牟礼町母と子の集いの家・みなみ
2 設置目的		安心して子育てができる環境とレクリエーション等の場を与え、心身の健康の増進を図るとともに子育て支援事業を行うため、公立の「牟礼町母と子の集いの家」を設置。
3 事業内容		毎週月曜日と水曜日の午前中、母と子の集いの家で施設を開放し、安心して子育てができる機会と場を与え、子育て支援を図っている。
4 開館時間等		(開館時間) 午前9時30分～午前11時 (休館日) 国民の休日(国民の休日が日曜日に当たるときは、その翌日) ・日曜日及び土曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 (職員配置) ・牟礼町母と子の集いの家・きた 正規職員1名、非常勤嘱託職員1名 ・牟礼町母と子の集いの家・みなみ 非常勤嘱託職員2名 いずれも放課後児童クラブの用務を兼務。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、母と子の集いの家事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	乳幼児医療費助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付 ただし、牟礼町内の医科及び歯科の医療機関については、現物給付としている。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

(別紙)

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等及び母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後 1 年	据置後 7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等及び母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後 6 か月	据置後 7 年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校型又は修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表 1 参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は 15 歳到達後) 6 か月	据置後 5 年以内 ただし、修学資金と同時貸付の場合は、修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専又は専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表 1 参照	修学終了後 6 か月	据置後貸付期間の 3 倍以内 (特別) 20 年以内 専修一般 5 年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、又は就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 高校 3 年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等又は児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後 1 年	据置後 6 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等又は児童が医療又は介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は 1 年以内	医療 310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介護)終了後 6 か月	据置後 5 年以内	無利子

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額141,000円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額103,000円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額2,400,000円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000円		据置後 5年以内	
	母子家庭となって間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金			据置後 生活安定 8年以内 失業 5年以内	年3% (生活安定で月2万円及び累計48万円以内は無利子)
住 宅 資 金	母子家庭又は寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、又は住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000円 特別貸付(新築又は購入等) 2,000,000円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭又は寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し、必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母又は寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金 貸付限度額	修 学 資 金	
	種別	通学		貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校 専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料、通学費、教科外活動費等）が一般枠を超える場合で、児童の修学に際し、必要と認められる場合に対象となります。希望する際は、自己資金や借入額、償還計画を十分にご検討ください。

協議第44号資料

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	43
戦争犠牲者追悼式について	44
民生委員・児童委員活動事業について	45
特定疾患者援護事業について	46
原子爆弾被爆者援護事業について	47
災害援護関係について	48～49
ふれあいのまちづくり事業	50
地域福祉計画について	51
社会福祉協議会運営補助等事業について	52～53
障害者小規模作業所助成事業について	54
福祉資金貸付金利子補給事業について	55
紙おむつ給付事業について	56
福祉タクシー事業について	57～58
福祉電話等貸付事業について	59
介護見舞金支給事業について	60
緊急通報装置貸与等事業について	61
住宅改造助成事業について	62
福祉金等支給事業について	63～64
配食サービス事業について	65
福祉バス運行事業について	66

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業 などの年間活動事業 (補助額) 年額567,000円(柱数1,952柱)	(補助団体名) 牟礼町遺族会 (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額) 年額280,000円(柱数494柱)
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流 などの年間活動事業 (補助額) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額) 1地区当たり 柱数×@250+20,000円	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。

対 応 策
牟礼町遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、平成16年度から新たに追悼方式で開催している。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	(開催日) 10月23日 (場所) 牟礼町公民館
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 <u>計</u> 8,834柱 参列者 約800人	太平洋戦争陸海軍犠牲者 369柱 町内の戦災犠牲者 0柱 町外の戦災犠牲者 0柱 外地犠牲者 125柱 <u>計</u> 494柱 参列者 約130人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 委員数(定数)	672人(うち主任児童委員69人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	23人(うち主任児童委員2人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~200世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額 12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額70,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額 5,000円
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託	高松市と同じ。
5 民生委員推薦会	・委員定数 14人 ・委員報酬 @6,700 ・任期 H16.10.1~H19.9.30	・委員 14名 ・委員報酬 @9,100 ・任期 H15.1.1~H17.12.31
6 地区民生委員推薦準備会	・準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H16.9.1~H19.8.30	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一した場合、牟礼町地区の民生委員が減員となる場合がある。 ・活動費に差異がある。 ・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 ・牟礼町では地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。 ・牟礼町民生委員推薦会は、高松市地区民生委員会推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	特定患者援護事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	<p>国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者</p> <p>当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者</p> <p>市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>上記 ~ の要件を全て満たしている者</p>	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、特定患者援護事業を実施していない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時に牟礼町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 援護金	<p>(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>(支給額) 年額 15,000円/人</p> <p>(支給時期) 毎年8月</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 高松市と同じ。</p> <p>(支給時期) 毎年12月</p>
2 死亡弔慰金	<p>(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者</p> <p>(支給額) 15,000円/人</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 高松市と同じ。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
援護金の支給時期に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時に牟礼町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 7,000人(想定被災者数) 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	該当なし。
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、災害時緊急物資備蓄事業を実施していない。</p> <p>・牟礼町では、小規模災害弔意金及び小規模災害見舞金を支給していない。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
5 小規模災害甲慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に甲慰金を支給する。 (甲慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・1世帯当たり50,000円 住居の半損・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・1人当たり20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	ふれあいのまちづくり事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・・・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・・・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・・・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定	
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、地域福祉計画を策定していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、牟礼町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 牟礼町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 1人、理事14人(会長、副会長を含む)、評議員30人 事務局 事務局長、職員1人、介護保険事業等職員(ケアマネージャー3人、ヘルパー4人) シルバー人材センター 知的障害者小規模授産施設ほのぼのワークハウス</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、助けあい金庫貸付、地域福祉権利事業、各種団体事務局等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員2人分を全額補助、町受託事業費、補助事業費を充当 ・事務局経費補助 全額補助 ・福祉センター管理費・償還金補助</p> <p>事業補助 ・シルバー人材センター事業補助 ・給食サービス事業補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導員派遣事業 ・地域デイサービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・配食サービス事業 ・要介護認定訪問調査事業 ・知的障害者小規模通所授産施設ほのぼのワークハウス

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉資金貸付金利子補給事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 12件</p>	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 19件</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 心身障害者(児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊦の所持者で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月ごとに、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月ごとに契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	<p>(対象者) 町内に住所を有する65歳以上の要介護4または5の在宅高齢者を介護をしている家族</p> <p>(所得要件) 家族全員が住民税非課税世帯</p> <p>(給付方法等) 2カ月に1回委託業者より配達</p> <p>(登録人数) 平成15年度:6人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、心身障害者(児)紙おむつ給付事業を実施していない。</p> <p>・寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の対象者等に差異がある。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊤及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊤、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:5台</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(内容) 要介護4または5の在宅高齢者のうち、過去1年間で介護保険サービスを受けていない高齢者を介護する家族に対して慰労金を支給する。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 非課税世帯</p> <p>(支給額) 年額100,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:0人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、牟礼町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) ひとり暮らしで寝たきりや虚弱な高齢者</p> <p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(通報システム) 委託業者通報方式 通報 委託業者 消防 出動</p> <p style="text-align: right;">近隣者担当協力員等へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 該当なし。</p> <p>(給付台数) 11台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、身体障害者緊急通報装置貸与等事業を実施していない。</p> <p>・高齢者緊急通報装置貸与等事業について、対象者及び通報システムに差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	65歳以上で介護を必要とする者、身体障害者手帳所持者で介護を必要とする者またはこれらに準ずる障害者の自立を助長するため、住宅改造費の一部を助成する。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳④・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	高松市と同じ。
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	世帯の全員が所得税非課税
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)	・高齢者 対象工事費用の2/3の額(限度額533千円) ・障害者 対象工事費用の2/3の額(限度額666千円)
7 助成実績	・高齢者171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 0件 ・障害者 0件 (平成15年度実績)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時において、牟礼町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	心身障害者及び心身障害児に対し、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 敬老年金 (2) 身体障害者年金 (3) 心身障害児年金 (4) 遺児年金
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老年金 80歳以上 年額7,000円(383人) 84歳以上 年額10,000円(309人) (2) 身体障害者年金 年額20,400円(22人) (3) 心身障害児年金 身体1～2級 知的㊤A 年額24,000円(0人) 身体3～4級 知的㊤ 年額20,400円(1人) 身体5級 知的B 年額18,000円(1人) (4) 遺児年金 両親喪失者 年額30,000円(0人) 片親喪失者 年額18,000円(2人) 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	・公的年金・手当を受給していない者(敬老年金を除く。) ・施設に入所していない者(遺児年金を除く。)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	支給額、所得等要件及び対象者要件に差異がある。
-------------	-------------------------

対 応 策	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時において、牟礼町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。
-------	---

調 整 案	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-------	--------------------------------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳、88歳、99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉢の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉢で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 敬老年金 80歳以上の者</p> <p>(2) 身体障害者年金 身体障害者手帳所持者 1～3級の者</p> <p>(3) 心身障害児年金 ・身体障害者手帳所持者1～5級で18歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉢、Bで18歳未満の者</p> <p>(4) 遺児年金 両親または片親と死別した義務教育終了前の児童</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	<p>高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者</p> <p>身体障害者 該当なし。</p>	<p>高齢者 高松市と同じ。</p> <p>身体障害者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られる者</p>
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	<p>・高齢者 168人</p> <p>・身体障害者 該当なし。</p>	<p>・高齢者 90人</p> <p>・身体障害者 登録者なし。</p>
5 実施方法	<p>実施区域 市内9地区(全35地区中)</p> <p>委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等)</p> <p>配食回数 2回/週</p>	<p>実施区域 町内全域</p> <p>委託先 牟礼町社会福祉協議会 調理... 社会福祉法人(コリーナ) 配食... シルバー人材センター</p> <p>配食回数 4回/週</p>
6 費用負担	<p>市 ... 400円/食(調理)</p> <p>利用者... 200円/食</p>	<p>町... 50円/食(食器代)</p> <p>利用者... 400円/食</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉バス運行事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	高齢者、心身障害者のほかこれらの者の福祉増進に寄与する者	原則として高齢者(牟礼町老人福祉センター利用者)
2 実施内容	地方公共団体が設置する施設等への移動手段として、臨時的に運行	(1) 巡回運行 住民福祉の向上を図るため、土曜日・祝日を除き1日2回(午前、午後)、定時に町内を巡回運行 (2) 臨時運行 その他町行事の時に臨時運行
3 実施方法	・直営で運行 ・職員(運転士)が運転 ・実施状況・・・78回(平成15年度)	・直営で運行 ・職員が運転 ・実施状況・・・臨時の運行回数は7回(平成15年度)
4 費用負担	利用者・・・無料	高松市と同じ。
5 その他		・バスの名称・・・ネットワークラインMiyamoto号 ・寄贈年月日・・・平成12年5月 ・巡回1回当たりの平均利用人数 10～30人 ・巡回運行は、平成15年9月から実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行の福祉目的による運行形態を維持するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行のとおりとする。

協議第45号資料

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	68～69
ごみ処理事業（手数料）について	70
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	71
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	72
廃棄物管理指導等について	73
衛生組織団体活動推進事業について	74～75
ごみ減量・資源化推進事業について	76
環境基本計画について	77
環境保全推進事業について	78
大気汚染監視事業について	79
騒音振動防止対策事業について	80
水質汚濁監視事業について	81
公衆便所管理について	82
し尿収集事業について	83

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回 / 市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回 / 町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 大型家具、ふとん、自転車、灰等 陶器、小型家電製品、金属類等 蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月1回 収集日前日にコンテナを設置 (搬入場所) 牟礼町環境美化センターへ搬入し、解体処理後に 可燃・不燃・粗大ごとに分けて東部クリーンセンター (東部清掃施設組合)へ搬入
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回 / 市指定袋	不燃ごみとして収集 (種類) 陶器、ガラス、傘、スプレー、灰、化粧品ビン、電 球、ペンキ・油の容器等 (収集回数) 月1回 収集日前日にコンテナを設置
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回 / 透明袋(蛍光管は購入時のダンボール ケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 乾電池 (収集回数) 月1回 収集日前日にコンテナを設置

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 ・東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業				
分類	ごみ処理事業(収集方法等)				
現 況					
項目	高 松 市	牟 礼 町			
5 家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。 【依頼先がない場合】 東部家電リサイクルセンターを紹介			
6 資源ごみ					
種類・排出回数・排出方法	缶	スチールアルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月1回/収集日前日にコンテナ・網袋を設置	
	びん	無色			
		茶色 その他			
		ペットボトル		月2回/前日に網袋を設置	
		プラスチック製容器包装 白色トレイ	週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	月2回 / 町指定袋	
	古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/ 結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月1回/ 結束	
	古布		月2回/乳白色半透明ポリ袋	月1回/ 結束	
7 家庭用パソコン			現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	収集していない。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業				
分類	ごみ処理事業(手数料)				
		現		況	
項目	高松市		牟礼町		
1 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ)	有料 (指定ごみ袋) (ごみ袋料 金) 10㍻ 10円/枚 20㍻ 20円/枚 30㍻ 30円/枚 40㍻ 40円/枚		有料 (指定ごみ袋) (ごみ袋料 金) 【可燃ごみ】 30㍻ 20円/枚 45㍻ 30円/枚 【プラスチック】 90㍻ 30円/枚		
2 事業系一般廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・事業系の袋 45㍻ 10円/枚(茶色) 10kgにつき100円(指定袋入り) 110円(指定袋なし)		
3 臨時・粗大ゴミ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		牟礼町環境美化センターへ個人が直接搬入 ・50kg以上10kgにつき50円 品目ごとに300円、500円、1,000円の3種 収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに300円、500円、1,000円の3種		
4 資源ゴミ	無料		無料		
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		・収集、運搬、処分 1体 1,000円 ・処分のみ 1体 500円		
6 自己搬入手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 ・100Kgまで 1,350円 ・20Kg増すごとに 270円加算		牟礼町環境美化センターへ個人が直接搬入 ・50kg以上 10kgにつき50円 品目ごとに300円、500円、1,000円の3種		
7 家電4品目収集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		該当なし。		

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において使用できるものとする。 ・牟礼町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市的な観点から見直しを行う

調整案
高松市の制度に統一する。 牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において使用できるものとする。 牟礼町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 ごみステーション管理	<p>ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名 設置基準 20~30世帯で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。</p>	<p>ステーション協力員制度 該当なし。 設置基準 高松市と同じ。 ステーション電子管理システム 該当なし。</p>
2 分別収集推進活動補助	<p>分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数</p>	<p>一世帯当たり50円の資源ごみ還元金を補助している。</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。</p>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・牟礼町の資源ごみ還元金は、合併時に廃止する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	高松市と同じ。
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「牟礼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・ボランティアの監視員、美化委員により、不法投棄を監視している。 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発 ・町広報紙による啓発</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法等に差異がある。 ・牟礼町では、産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等を実施していない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 衛生組織団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 0 衛生組合には、婦人会が全員加入している。
2 衛生組織団体活動補助	<p>【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯)</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円)</p> <p>【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料</p> <p>【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部</p>	<p>【運営補助】 地区衛生組織連合会牟礼支部へ助成 192,000円(平成15年度予算)</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 該当なし。</p> <p>【河川等清掃事業補助】 該当なし。</p> <p>【啓発活動】 該当なし。</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
衛生組織団体及び団体活動補助に差異がある。

対 応 策
<p>・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>・牟礼町地区衛生協議会については、高松市衛生組合連合会に統合する。</p>

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業		部会名	環 境
分類	衛生組織団体活動推進事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし。		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「ごみ分別マニュアル」の配布 「美化センター祭」を年1回開催 「ごみ分別辞典」の作成配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機(機械式)】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	【生ごみ処理機(機械式)】 高松市と同じ。 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の1/2 1世帯1基までで、3,000円を限度
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者へのごみ減量、資源化啓発事業として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また5年度から「地球にやさしい店登録制度」を実施している。 登録事務所・店舗数 (平成16年4月1日現在) ・地球にやさしいオフィス 607事業所 ・地球にやさしい店 267店舗	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・牟礼町には、リサイクル推進員制度及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。 ・ごみ減量・資源化啓発事業の内容及び生ごみ処理機等購入経費補助制度に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 牟礼町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	環境基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、牟礼町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	該当なし。
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切に作る環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・高松市家庭版環境ISO認証制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	一般地域2地点について、騒音測定を実施。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	道路交通騒音の測定を5地点で実施。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	該当なし。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
各種測定の実施状況に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	ため池(3地点)について、健康項目・生活環境項目・その他項目を調査
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・公共用水域水質調査の実施方法が異なる。 ・地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等の実施機関に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等については、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	該当なし。
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	
4 市・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよう提供してもらうもの。 (設置数) 8カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 高松市と同じ。 (手数料) 高松市と同じ。
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	2業者(許可業者)
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	高松市と同じ。
5 貯留施設	該当なし。	し尿貯留槽施設 金山貯留槽(70m ³) 昭和53年建設、土地は借地

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町のし尿中継用貯留施設用地は借地であり、貯留槽は老朽化している。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町のし尿中継用貯留施設については、合併時に廃止する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第46号資料

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	85
中小企業勤労者福祉制度について	86~88
企業誘致推進について	89
中小企業等融資制度について	90~91
計量検査事業について	92
勤労者住宅融資資金貸付制度について	93
久通集会所について	94
高松テルサ運営事業について	95
観光振興計画について	96
観光イベント振興事業について	97~98
観光協会等の育成について	99
観光施設運営等事業について	100
椿サミット事業について	101
むれ源平まちづくり協議会について	102
競輪運営事業について	103

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 中小企業指導団体補助	<p>中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。</p> <p>高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター</p>	<p>牟礼町商工業振興条例第4条(補助金)の規定により、牟礼町商工会に補助金を交付している。</p> <p>牟礼町商工会 15年度補助金 600万円 所在地 牟礼町大字牟礼209番地1 会員数 456人 職員数 8人 補助対象事業 小規模企業経営改善普及事業及び地域商工振興事業 讃岐石材加工協同組合(特定中小企業集積活性化対象事業=漆器工業組合と同様) あじストーンフェア・公害対策研究事業補助(各50万円)</p>
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	<p>(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内</p>	<p>(名称) 牟礼町商工業振興審議会 (委員構成) 9人以内 町議会議員 3人 商工会役員 3人 学識経験者 3人</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象及び補助内容が異なる。 ・審議会に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・商工会については、速やかな統合を促す。 ・牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 ・なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。 ・讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。 ・牟礼町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業																						
分類	中小企業勤労者福祉制度																						
現 況																							
項 目	高 松 市	牟 礼 町																					
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																						
5 加入状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,292</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>		業種	事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,292	計	803	7,763
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																					
建設業	185	1,546																					
製造業	125	1,148																					
卸小売業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,292																					
計	803	7,763																					

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業																																																									
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																									
現 況																																																										
項目	高 松 市	牟 礼 市 町																																																								
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚</td> <td>祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産</td> <td>祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>業務上 欠勤30日以上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業務上 欠勤90日以上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業務外 欠勤30日以上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被共済者期間5年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間10年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間20年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25 年 以 上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類		給付金額	結 婚	祝 金	20,000	出 産	祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業務上 欠勤30日以上	20,000	業務上 欠勤90日以上	50,000	業務外 欠勤30日以上	10,000	災 害 見 舞 金		100,000	永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000	被共済者期間10年	10,000	被共済者期間20年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000	技 能 修 得 奨 学 金		5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000		25 年 以 上	120,000
種 類		給付金額																																																								
結 婚	祝 金	20,000																																																								
出 産	祝 金	10,000																																																								
小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000																																																								
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																								
	配 偶 者	20,000																																																								
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																								
傷病見舞金	業務上 欠勤30日以上	20,000																																																								
	業務上 欠勤90日以上	50,000																																																								
	業務外 欠勤30日以上	10,000																																																								
災 害 見 舞 金		100,000																																																								
永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000																																																								
	被共済者期間10年	10,000																																																								
	被共済者期間20年	20,000																																																								
勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000																																																								
技 能 修 得 奨 学 金		5,000																																																								
退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000																																																								
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																								
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																								
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																								
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																								
	25 年 以 上	120,000																																																								

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産 業															
分 類	中小企業勤労者福祉制度																		
現 況																			
項 目	高 松 市		牟 礼 市 町																
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以 上:600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金使途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以 上:600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内		
名称	普通貸付	特別貸付																	
資金使途	生活資金	住宅資金																	
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以 上:600万円																	
利率	3.6%	3.0%																	
償還期間	60か月以内	240か月以内																	
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事 業 内 容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者ハック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>		事業名	事 業 内 容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者ハック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具					
事業名	事 業 内 容																		
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																		
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等																		
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等																		
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者ハック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等																		
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																		
			問 題 点 ・ 課 題																
			対 応 策																
			調 整 案																

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	該当なし。
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円を限度額として補助を行う。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 牟礼町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 7人以内 (6人) 商工会代表 2人以内 (2人) 指定金融機関代表 2人以内 (1人) 町議会議員 2人以内 (2人) 香川県信用保証協会 1人 (1人)
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 小口資金 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 700万円以内 【特別小口資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内 【開業資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内 利子補給制度 ・ 緊急経営安定対策特別融資 【利子補給率】 年0.8% (3年間に限る) ・ 台風等災害対策特別融資 【利子補給率】 年0.8% (3年間に限る)	牟礼町中小企業融資条例に基づき、中小企業者の金融の円滑化を図り、必要な事業資金の供給を行う。 県協調融資として、香川県信用保証協会に500万円を預託している。 【小口資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内 (運転資金については300万円以内) 利子補給制度(根拠:牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程) ・ 国民生活金融公庫融資、中小企業設備貸与制度、商工会融資、町小口融資、県制度融資(県災害対策特別融資を含む)を補給対象 【利子補給金の額】・年1%の率で計算した額以内・同一中小企業者利子補給合計額45万円の範囲内・融資利率年1.5%を超えない場合は、その2分の1相当額

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・利子補給制度の内容に差異がある。 ・牟礼町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づく、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づく、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	<p>中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。</p> <p>(資金使途) 1. 公害防止施設の設置または改善資金 2. 移転資金(用地費は除く)</p> <p>(融資金額) 1,000万円以内</p>	該当なし。
4 同和対策小規模企業融資	<p>同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金・設備資金</p> <p>(融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内</p>	該当なし。
5 中小企業団体等融資	<p>中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金</p> <p>(融資金額) 500万円以内</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	計量検査事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町		
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施		
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>(参考)</p> <p>1 検査時期 一般のはかり等は、2年に1回、4月に実施。大型はかりは、計量検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 55件 95台 大型はかり 2件 2台 (平成14年度実績)</p> <p>3 検査会場 牟礼町役場(駐車場)</p>		
問 題 点 ・ 課 題				
<p>・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、牟礼町における検査会場を検討する必要がある。</p>				
対 応 策				
<p>・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・牟礼町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</p>				
調 整 案				
高松市の制度を適用する。				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	勤労者住宅融資資金貸付制度	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 住宅資金融資	<p>(目的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。</p> <p>(融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付 利子補給のための預託</p>	<p>(目的) 勤労者が牟礼町内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入する際に、必要な資金の融資を行う。</p> <p>(牟礼町分) 500万円(4倍協調) (融資枠) 2,500万円 (融資限度額) 500万円 (融資期間) 180月(15年以内) (融資残高) 1,063,285円(H16年10月末)</p> <p>協調融資</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>高松市の制度は、新規の者への単年度の利子補給のための預託制度であるが、牟礼町の制度は、協調融資であることから、償還中の融資に係る預託の継続が必要である。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時までに償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時までに償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	久通集会所	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 久通集会所	該当なし。	昭和51年3月工業再配置促進法に基づいて、石工団地集会所として建設 所在地：牟礼町大字牟礼3720番地121 規模： 土地800㎡ 建物(非木造2階建て)200㎡ 管理： 久通自治会に委託

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
久通集会所については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、牟礼町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町		
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行ない、中央公園ではステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【おいでまい祭り牟礼】 (内容) 帰郷した若者と町民の「ふれあいの場」づくりとして始まった住民手作りの夏祭り、おいでまい祭り実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) おいでまい祭り実行委員会 (開催時期) 8月第1土曜日</p>	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。</p>	
			対 応 策	
			<p>・牟礼町が実施している観光イベントへの補助については、引き続き実施するものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。 牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施するものとする。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産業
分類	観光イベント振興事業			
現況				
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題	
1 事業の内容 (つづき)	<p>【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日</p>			
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	観光施設運営等事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財)高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	椿サミット事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 椿サミット事業	該当なし。	<p>(目的) ツバキ・サザンカを市町村の花木としている地方自治体の首長、日本ツバキ協会の会員などの全国の愛好家が集い、ツバキ・サザンカに関する知識を深め、相互の情報交換と交流を通じて地域の活性化を図るため。</p> <p>(関係市町村) 参加市町村 228団体</p> <p>(内容) 椿愛好家に依頼し、年1回、椿をサミット開催都市に出展している。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同様の事業がない。

対 応 策
牟礼町が実施している椿サミット事業については、継続して実施するものとする。

調 整 案
牟礼町が実施している椿サミット事業については、継続して実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	むれ源平まちづくり協議会	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	該当なし。	観光型まちづくりを目的とし、協議会傘下の目的別6委員会を中心としたまちづくり活動を展開している。 平成16年4月1日結成
2 活動内容		平成16年10月に作成した、まち並みの修復や源平史跡の整備等のプランに基づき事業を推進している。 平成17年度以降はNPOに組織化を目標に、引き続き、目的達成に向けてまちづくり活動を継続していく。 (平成16年度事業補助金額) 県:300万円 町:300万円
3 活動状況		協議会は月1回、専門委員会は月2回のペースで開催し、必要に応じて、現地踏査・住民説明会も開催している。史跡清掃(月1回)や、まちなみ修景・源平合戦PRなど、実績は多数あり、地場産業の石材を利用した観光も視野に入れて活動している。平成17年3月には、まちづくり活動のお披露目として、源平合戦史跡を中心とした体験参加型の観光イベントを開催予定である。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同様の協議会がない。

対 応 策
牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとするが、具体的内容については、合併時まで調整を行うものとする。

調 整 案
牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	競輪運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第47号資料

「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て	105
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て	106~107
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て	108
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て	109~110
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て	111
森 林 組 合 育 成 等 事 業 に つ い て	112
農 園 整 備 事 業 に つ い て	113
林 道 整 備 事 業 に つ い て	114
農 林 施 設 に つ い て	115
水 産 振 興 に つ い て	116~118
土 地 改 良 事 業 に つ い て	119
土 地 改 良 区 等 運 営 補 助 事 業 に つ い て	120
地 籍 調 査 事 業 に つ い て	121
中 央 卸 売 市 場 運 営 事 業 に つ い て	122

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		
分類	財産区事務		
現 況			
項目	高 松 市		牟 礼 市 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
該当なし。			
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業																
分類		水田農業構造改革事業																			
項目		現況		問題点・課題																	
		高松市	牟礼町	対応策																	
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数15名〕</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td>105,424 千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td>1,750 千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td>3,900 千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td>650 千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	105,424 千円	・特別調整促進加算	1,750 千円	・麦大豆品質向上対策	3,900 千円	・耕畜連携推進対策	650 千円	<p>(名称) 牟礼町地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 牟礼町、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数14名〕</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物(ソルゴ)、コスモス及び推進作物(7品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td>5,691 千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td>210 千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td>0 千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	5,691 千円	・特別調整促進加算	210 千円	・麦大豆品質向上対策	0 千円	・耕畜連携推進対策	0 千円	<p>・水田農業構造改革交付金について、推進作物に差異がある。</p> <p>・集落実行組合長手当について、積算方法に差異がある。</p> <p>・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。</p>	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>・高松市の推進協議会の推進作物に牟礼町のコスモスを追加する。</p> <p>・牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>
・産地づくり事業	105,424 千円																				
・特別調整促進加算	1,750 千円																				
・麦大豆品質向上対策	3,900 千円																				
・耕畜連携推進対策	650 千円																				
・産地づくり事業	5,691 千円																				
・特別調整促進加算	210 千円																				
・麦大豆品質向上対策	0 千円																				
・耕畜連携推進対策	0 千円																				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	水田農業構造改革事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。</p> <p>(集落数) 633 集落</p> <p>(農家戸数) 10,161 戸</p> <p>(積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。</p> <p>(集落数) 28 集落</p> <p>(農家戸数) 630 戸</p> <p>(積算方法) 均等割(20%) + 戸数割(40%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 369,600円〕</p> <p>(現地確認時報償) 高松市と同じ。</p> <p>〔平成15年度実績 233,500円〕 確認筆数 70件まで4,000円・70件以上4,500円</p>
3 景観作物推進 事業	該当なし。	<p>(目的) 転作田の景観作物としてコスモス種子代に対し町単独で補助している。</p> <p>(補助単価) 1万円 / 10a</p> <p>(事業費) 63万円〔平成16年度予算〕</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農業団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生活研究グループ	(名 称) 生活研究グループ (目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。 (構 成) 12団体 236名	(名 称) 牟礼町生活研究グループ連絡協議会 (目 的) 健康で住み良い農村生活を目指し、ふるさとの良さを生かした暮らしの実践と水田農業の確立による特産物づくりに取り組み、健全な家庭と地域社会づくりに貢献する。 (構 成) 1団体 27名	・生活研究グループ及び認定農業者連絡協議会に差異がある。 ・高松市においては、和牛改良組合がない。	
2 認定農業者連絡協議会	(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会 (目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。 (構 成) 認定者数 78名	(名 称) 農業者「五剣の会」 (目 的) 牟礼町の農業振興を図るとともに、会員の農業経営の改善を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。 (構 成) 認定者数 13名	対 応 策	
3 和牛改良組合	該当なし。	(名 称) 牟礼町和牛改良組合 (目 的) 牟礼町の和牛を高度な改良によって血液の固定を図り、経済性の高い和牛を造成し、畜産所得の向上を図る。 (構 成) 16戸 (補助額) 80千円〔平成15年度実績〕	・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町の生活研究グループは、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う。 ・牟礼町の五剣の会の会員については、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促す。 ・牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		園芸団体育成事業			
現 況					
項 目	高 松 市		牟 礼 町		
1 園芸特産振興協議会	(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。 (組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員 (補助額) 800,000円(平成15年度実績) (活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施		該当なし。		
2 柑橘共同選果場	(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。 (組織) JA香川県 (補助額) 325,000円(平成15年度実績) (活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催		該当なし。		
3 植木盆栽センター	(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。 (組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者) (補助額) 410,000円(平成15年度実績) (活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施		該当なし。		
問 題 点 ・ 課 題					
対 応 策					
調 整 案					
高松市の制度を適用する。					

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	園芸団体育成事業			
現況				
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題	
4 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	該当なし。		
5 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	該当なし。		
			対応策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 補助事業	<p>(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。</p> <p>(内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したのに対し、10,000円/頭(県5,000円、市5,000円)の補助金を交付している。</p>	該当なし。
2 市・町単独事業	該当なし。	<p>(目的) 有害鳥獣から農林産物の被害を防除する。</p> <p>(事業名) 有害鳥獣駆除対策補助事業</p> <p>(事業内容) 有害鳥獣捕獲団体に対し活動助成金を交付</p> <p>(補助団体名) 香川県猟友会さぬき北支部</p> <p>(活動内容) 有害鳥獣の駆除</p> <p>(補助金額) 10,000円/年</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、単独事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町で実施している有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象団体	香川東部森林組合	高松市と同じ。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	高松市と同じ。
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	高松市と同じ。
4 補助額	600,000円 (平成15年度実績)	110,000円 (平成15年度実績)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	農園整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 24か所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)/年</p> <p>(運営方法) JA香川県(農地所有者)が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580千円[平成15年度実績]</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 1 路線 (延長) 1.4 km
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 〔平成15年度実績〕 開設事業 1 路線 〔平成16年度予定〕 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	該当なし。
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	適宜、除草を実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・牟礼町では県費補助事業をしていない。 ・市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

調 整 案
牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 森林整備事業	<p>(名称) 自然ふれあいの森[勅使町]</p> <p>(目的) ふれあいの森の施設整備を行い、市民に森林とのくつろぎの場を提供している。</p> <p>(概要) 散策道、休憩所、駐車場</p>	<p>(名称) 生活環境保全林[牟礼町大字牟礼]</p> <p>(目的) 生活環境保全林の維持管理を行い、町民に森林とのくつろぎの場を提供している。</p> <p>(概要) 遊歩道、防火灌水施設一式</p>
2 椿の里保全事業	該当なし。	<p>(名称) 椿の里保全林[牟礼町大字原]</p> <p>(目的) 町花である椿を栽培・育成し町民に親しみを感じてもらう。</p> <p>(概要) 山林 6,882㎡</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
牟礼町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) ペラ種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	該当なし。
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団 体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内 容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・栽培漁業推進事業について、栽培魚種に差異がある。</p> <p>・牟礼町は、東讃地域マリノベーション推進協議会の会員となっている。</p> <p>・漁業近代化資金利子助成事業について、利子補給率に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において引き続き加入する。</p> <p>合併時に牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において引き続き加入する。</p> <p>合併時に牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 栽培漁業推進事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、栽培漁業を実施している。</p> <p>(栽培魚種) クルマエビ27万尾、ガザミ90万尾、マコガレイ1.1万尾</p> <p>(事業費) 4,038千円〔平成15年度実績〕</p> <p>(内容) 高松市地域栽培漁業推進協議会に業務委託している。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(栽培魚種) クルマエビ50万尾、ガザミ30万尾、ヒラメ8.5万尾</p> <p>(負担金額) 571千円〔平成15年度実績〕</p> <p>(内容) 香川県東部漁業協同組合連合会に対して負担金を支出している。</p>
4 東讃地域マリノベーション推進協議会	該当なし。	<p>(名称) 東讃地域マリノベーション推進協議会</p> <p>(組織) 庵治町、牟礼町、さぬき市、東かがわ市及び漁業関係団体等で構成〔協議会委員数17名〕</p> <p>(目的) 昭和60年に国が策定した沿岸・沖合域の総合的整備開発構想(マリノベーション構想)に基づき、昭和62年度に東讃地域が指定を受け総合的、計画的な水産振興対策について協議する。</p> <p>(負担金) 30千円〔平成15年度実績〕</p>
5 漁業近代化資金利子助成事業	<p>(目的) 漁業用施設・設備の近代化を推進するため低利の資金を貸付し、その利子補給をする。</p> <p>(利子補給率) 年0.6%</p> <p>(利子補給額) 4,534千円〔平成15年度実績〕</p> <p>(支出先) 香川県信用漁業協同組合連合会</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(利子補給率) 年0.75%</p> <p>(利子補給額) 289千円〔平成15年度実績〕</p> <p>(支出先) 香川県信用漁業協同組合連合会</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	水産振興			
	現況			
項目	高松市	牟礼町		
6 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	該当なし。		
			問題点・課題	
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	牟礼町 土地改良区(1団体)
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	牟礼町土地改良事業及び災害復旧耕地事業等補助規程に基づき、補助している。 県営土地改良事業(小規模ため池) 事業の補助率 国 50% 県 25～29% 町 6～25% 地元15%以下 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 50% 県 10～25% 町 10～30% 地元15%以下 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 20～50% 地元 0～10% (ただし、ため池事業の地元負担は上限が150,000円/10a)
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	牟礼町土地改良事業及び災害復旧耕地事業等補助規程に基づき、事業主体に補助金の交付をしている。 事業の補助率 町 70～90% 地元 10～30%
4 ため池水質管理	ため池の管理については、管理者(各土地改良区等)に依頼をしており、市が直接ため池の水質浄化対策等は実施していない。	平成15年6月、蓮池にアオコ被害が発生したことから、同年10月から水質浄化実験を実施。 平成17年1月から平成22年3月までアオコ被害による水質浄化対策を実施する。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体に差異がある。 ・国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。 ・ため池水質管理(アオコ被害対策)に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。 ・牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、21年度まで実施するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。 牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、21年度まで実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		土地改良区等運営補助事業			
項目		現況		問題点・課題	
		高松市	牟礼町		
1 土地改良区等運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区連合会に運営費補助として支出している。 平成15年度 3,000,000円	土地改良区等に対して、事務運営費等補助金を支出している。 平成15年度 運営費補助金等 600,000円		補助制度に差異がある。	
				対応策	
				高松市の制度に統一する。 牟礼町の土地改良区については、合併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとする。	
				調整案	
				高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	地籍調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 ・調査済面積 173.50km²</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(実施期間) 平成3年～平成24年(予定) 全体調査面積 15.72km² 平成15年度末調査率 69.02%</p>
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行っている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町には、修正マニュアルがない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中央卸売市場運営事業			
現 況					
項 目	高 松 市	牟 礼 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。			
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>				
				対 応 策	
				調 整 策	
					高松市の制度を適用する。